

利根沼田家保だより2026



利根沼田農業事務所 家畜保健衛生課
 (利根沼田家畜保健衛生所)
 〒378-0031 沼田市薄根町 4412
 電話 0278-24-3888



● 所長挨拶

日頃より家畜保健衛生業務に対しまして、ご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。令和8年度の定期人事異動により、5人の職員のうち3人が移動となりました。

昨年度は、県内4農場（前橋市3、桐生市1）で豚熱が確認され、関係機関の協力のもと、迅速な防疫措置を行い、早期収束に努めました。また世界ではアフリカ豚熱と口蹄疫のまん延が大きな問題となっています。特に韓国で1月に入り、アフリカ豚熱と口蹄疫が続発しています。

家畜伝染病の発生を予防するためには、農場内に病原体を持ち込まないことが重要であり、飼養衛生管理基準の遵守に努めていただきたいと思います。

利根沼田農業事務所として農家の方々が、安心して経営できる体制を作っていけますよう取り組んで参りたいと思いますので、一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

● 定期報告の提出について



令和8年の定期報告書について、ご提出頂きありがとうございました。

まだ提出していない方は、早急に提出をお願いいたします。すでに提出済みでも、畜舎等の増改築や増頭等を行った場合は、再度提出をお願いします。

● 国内における特定家畜伝染病発生状況について



◇豚熱（CSF）◇

直近では令和8年4月10日宮崎県で発生し、事例数は103事例を数えています。本県でも令和7年度は4事例発生しています。

◇高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）◇

直近では令和8年4月22日青森県で発生し、16道府県24事例、約575万羽が殺処分の対象となりました。分離されたウイルスの亜型はすべてH5N1でした。

● 海外における特定家畜伝染病発生状況について

韓国ではアフリカ豚熱、口蹄疫が発生するなど、農場への家畜伝染病の侵入リスクは依然として非常に高い状況が続いています。※海外での発生状況は（別紙）をご確認ください。

〈近隣をはじめとする海外での特定家畜伝染病発生概要〉

【アフリカ豚熱】 中国、韓国、台湾などアジア全域で発生

※韓国では飼養豚で今年の3月にも発生！野生いのししは4月以降も継続的に発生！

【口蹄疫】 中国、ロシア、韓国、アジア全域、ギリシアなどヨーロッパでも発生

※2026年に韓国、中国などで発生！中国では感染力の強い株（SAT1）が猛威を振るう

●次のシーズンに向けた高病原性鳥インフルエンザ対策



新潟県胎内市では2例連続発生が見られましたが、R6 シーズンのような家きん農場が密集する地域での発生は見られませんでした。また、大規模農場や以前発生が見られた農場、ウインドウス鶏舎での発生が多い傾向でした。分離されたウイルスの亜型はすべて H5N1 でした。

◇来シーズンに向けての発生予防対策として◇

①早期発見・早期通報

②飼養衛生管理の徹底

飼養衛生管理基準の徹底は、侵入リスク低減の基本。全項目を継続的に実施。

③野鳥対策

野鳥は本病を農場内に持込む主要な要因の一つ。野鳥を寄せ付けないことが重要。



●令和7年度 野生いのししの豚熱およびアフリカ豚熱検査結果について

利根沼田管内で令和7年度に捕獲され、血液の提供があった93頭について、豚熱およびアフリカ豚熱感染の有無を検査しました。

なお、アフリカ豚熱感染いのししはいませんでした。

地域	検査実施頭数	豚熱陽性頭数
沼田市	16	1
片品村	70	6
みなかみ町	7	0
計	93	7

●引き続き、防疫対策の徹底をお願いします！

これからゴールデンウィークを迎え、国内や諸外国との間で人の動きが活発化することが予想されます。人や物、野生動物によって農場内に病原体を侵入させないように、引き続き、飼養衛生管理基準の遵守徹底をお願いします。

〈農場への病原体の侵入防止、異状の早期発見〉

- 1 疾病が発生している国への不要不急の渡航は避ける
※やむを得ず渡航する際には帰国後1週間は、衛生管理区域に立ち入らない
- 2 外国人従業員が従事する農場では、海外からの物品が農場内に持ちこまれることがないように指導を徹底する
- 3 観光客を含め、関係者以外が衛生管理区域に立ち入らないように看板などで掲示する
- 4 農場内・周囲に野生動物が隠れる場所を作らない、畜舎の隙間や破損はすぐに修繕する
- 5 家畜の健康観察を毎日行い、異状のある時は家畜保健衛生所に連絡する

●家畜伝染病予防法第5条に基づく牛定期検査について



検査対象地域：沼田市（利根町）、川場村

検査対象牛：6か月齢以上の搾乳用雌牛と繁殖用雌牛

検査日程：10月までに実施予定。各農場と相談して決定。

検査項目：ヨーネ病（検査料金：1頭あたり700円）

※採血日は、立ち会いと牛の保定、確認等のご協力をお願いします。

県外導入（下牧）牛のヨーネ病検査は必ず受けてください。

対象となる牛が農場へ到着する日程が確定しましたら、家保、利根沼田JA等へ連絡をお願いします。検査で陰性が確認されるまでは、隔離飼育をお願いいたします。

ヨーネ病遺伝子検査 1頭あたり 1,290円

● 令和8年度家畜人工授精講習会の開催について



令和8年度は家畜人工授精師養成講習会（牛）が開催されます。

日程等、詳細は現在調整中で、決まり次第（5月中旬頃）、群馬県ホームページに掲載しますので、受講を希望される方はご確認の上、利根沼田家畜保健衛生所までお申し込みください。

◎大まかな日程等

- ・講習会開催期間：令和8年6月下旬～7月中旬（土・日・祝祭日を除く）
- ・講習会開催場所：群馬県畜産試験場
- ・受講申請書提出期限：令和8年5月下旬

● 牧草の夏枯れ実態調査への情報提供のお願い



昨年は6月下旬から9月にかけて高温・少雨が続き、作物全般において夏枯れが発生し、本年においても同様の傾向が予想されることから、状況を把握するため、調査を実施します。

牧草地において例年とは違う夏季の枯死等を確認しましたら、下記連絡先へ情報提供をお願いいたします。

また、提供いただく項目は、①夏枯れと思われる症状の発生日（確認日）、②発生圃場場所、③草種、④症状、⑤県職員による現地確認の可否です。よろしくお願いいたします。

<連絡先> 群馬県畜産試験場 飼料環境係 027-288-2222
利根沼田家畜保健衛生所 0278-24-3888

● 牧草地等への肥料の施用に関する調査のお願い



牛、めん羊及び山羊由来の原料を使用した肥料について、牛用飼料等への流用・誤用の可能性が極めて低い状況のため、別紙パンフレットのとおり規制が見直されました。これを踏まえ、農林水産省から「牧草地等への肥料の施用に関する調査のお願い」（別紙）がありましたので、ご協力をお願いいたします。

つきましては、調査用紙を記入のうえ家畜保健所へお送りいただくか、記載されているQRコードから直接ご回答いただきますようお願いいたします。

● 家畜排せつ物・たい肥の適切な管理について



たい肥を多く散布する春先と秋には悪臭の苦情も多くなる傾向があります。以下の点に留意して適切な管理をお願いします。

- ① 発酵の進んだ、臭いの少ないたい肥を散布してください。
- ② 散布後にはすぐに耕うんやすきこみを行い、臭いの発生を防いでください。
- ③ 一時的に屋外に置く場合は、ビニール等防水シートで覆い降雨による流出を防いでください。



● 早めのハエ対策



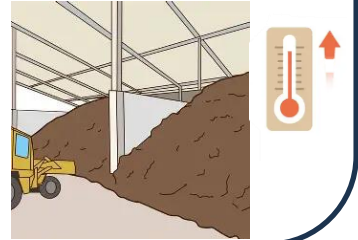
ハエは家畜のストレスとなって生産性を低下させます。特にサシバエは痛みを伴うので大きなストレスとなり、病原体（牛伝染性リンパ腫（牛白血病）、ランピースキン病等）を運び衛生環境を悪化させます。また、近隣住民に不快感を与え、苦情の原因となります。ゼロにすることは難しくても、減数の対策を続けることのメリットは大きいです。



「こまめな清掃」「適切な堆肥処理」「畜舎環境を清潔に保つこと」が重要！

基本は卵・幼虫・サナギの発生源対策

1. 早めの対策が有効です！
ハエの発生は5～7月がピークです。幼虫が成虫になる前に除ふんや清掃で、卵や幼虫などを排除し、数を減らしましょう。
2. 発生源をなくすことが有効です！！
ハエの発生源は、水分とウジの食べ物があるところです。家畜のふん尿や飼槽の食べ残しなどは、とても良いすみかです。できるだけこまめに（ウジが成虫になる前に）除ふんや清掃を行いましょう。脱皮阻害剤の散布が有効です。
3. 基本のウジ対策は徹底的に！！
除ふん後は堆肥舎やコンボで素早く堆肥化しましょう。発酵熱によりウジは死んでしまいます。どうしても掃除できない場所はウジに効く脱皮阻害剤を散布すると成虫になりません。また、消石灰散布も効果があります。



● 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の報告をお願いします。



死亡家畜（牛、豚等）を処理する際は、廃棄物処理法に基づき、「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」を記載し、1年分の交付状況を報告しなければなりません。

運搬業者（群馬化成産業）等から返送されたマニフェストをもとに、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」（別紙）を作成し、6月末までに利根沼田環境森林事務所（振興局庁舎2階）に提出をお願いします。記入例は別紙をご確認ください。

※ 処分を依頼する際には、産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）を必ず記入し、処理委託契約を締結した業者に渡してください。

※ マニフェスト伝票は、5年間は大切に保管してください。

【提出先】 利根沼田環境森林事務所 総務環境係
〒378-0031 群馬県沼田市薄根町4412
電話：0278-22-4481 Fax：0278-23-0409

※提出先は家畜保健衛生所ではありませんので、ご注意ください。

【マニフェスト購入先】群馬県畜産協会
購入申込書（個人用）により、お申し込み下さい【有料】。
【群馬県畜産協会 電話：027-220-2371 FAX：027-220-2372】

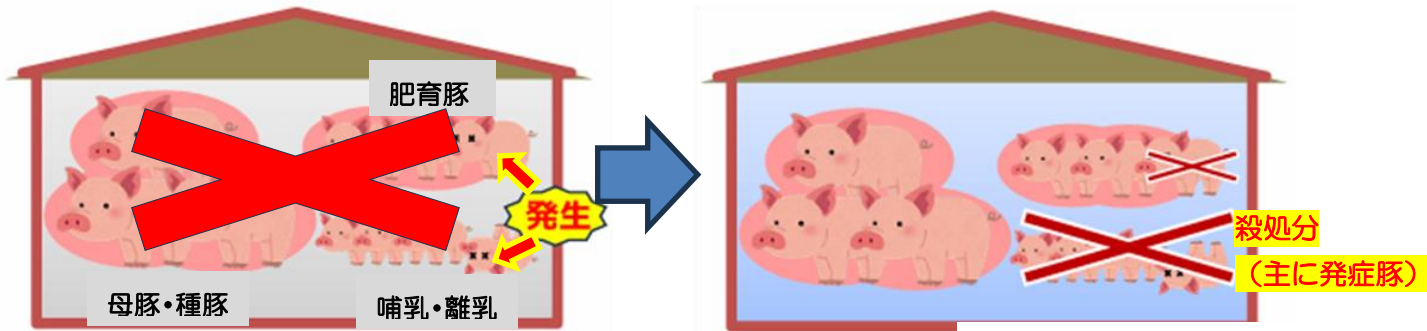
●特定家畜伝染病防疫指針の見直し（豚熱の選択的殺処分）について



養豚場で豚熱が発生した際の肥育豚、繁殖豚の殺処分対象範囲について、適切なワクチン接種がされており、発生時に症状が出ていない豚を外す方針が示されました。

現行：全頭殺処分

変更案：選択的殺処分



参照：農林水産省 HP（一部改変）

ただし、適切なワクチン接種が成されていない場合や、複数の豚舎で症状を出している豚がいる場合など状況に応じて殺処分範囲は広がる可能性があります。詳細については、法が施行されましたら改めてお知らせします。

●利根沼田家畜保健衛生所の新体制について



令和8年度人事異動で、以下の人員体制となりました。昨年度同様、よろしくお願いします。

令和7年度新体制（旧所属）	転出者（新所属）
所長 小屋 正博	
次長 角田 成幸 （吾妻農業事務所農畜産課 次長）	家畜防疫対策専門官 野末紫央 （農政部農政課家畜防疫対策室）
係長 阿部 正美 （畜産試験場 場長）	係長 佐藤 拓実 （西部家保）
補佐 坂庭 あづさ （吾妻家保 補佐）	技師 角田 真美 （中部家保）
主任 清水 誠之	

●別添文書をご確認ください

- ・アジアにおける口蹄疫の発生状況（2019年以降）（牛、豚飼養者）
- ・韓国におけるアフリカ豚熱の発生状況（豚飼養者）
- ・BSEに係る規制見直しについて（牛飼養者）
- ・牧草地等への肥料施用に関する調査のお願い（牛飼養者）
- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書の様式、記載例（牛、豚飼養者）
- ・酪農経営緊急支援（粗飼料価格高騰対策）事業のご案内（牛飼養者）
- ・種畜検査制度周知について（対象者）

◆既に廃業された方に本たよりが届きましたら、お手数ですが当所までご一報ください◆

利根沼田家畜保健衛生所
〒378-0031 沼田市薄根町4412
TEL 0278-24-3888 FAX 0278-24-3889
（夜間・休日の電話は転送されます。）